

本庁各課（室）長
各地方機関の長
各地域事務所長
各教育機関の長
（県立学校を除く。）

） 殿

教 育 長
（公印省略）

東北地方太平洋沖地震の発生に伴う災害対応業務のために土曜日等の
休業日に勤務する場合の週休日の振替等について（通知）

このことについて、人事委員会規則8-5（職員の勤務時間、休暇等に関する規則）第3条第2項の規定により下記のとおり別段の定めが承認されましたので承知願うとともに、適切に事務処理願います。

なお、各教育事務所長及び各地域事務所長にあつては、別紙写しのとおり各市町村教育委員会教育長あて通知しましたので、併せて承知願います。

記

- 1 対象職員
限定しない。
- 2 対象業務
平成23年東北地方太平洋沖地震に係る災害対応業務
- 3 週休日の振替等の期間
勤務することを命ずる必要がある週休日を起算日とする4週間前の日から当該勤務することを命ずる必要がある週休日を起算日とする8週間後の日までの期間内に週休日の振替等を行うことが困難な場合に限り、勤務することを命ずる必要がある週休日を起算日とする4週間前の日から当該勤務することを命ずる必要がある週休日を起算日とする16週間後の日までの期間内
- 4 適用関係
平成23年4月1日以降の週休日の振替命令から適用する。
- 5 留意事項
 - (1) 上記により週休日の振替又は4時間の勤務時間の割振り変更を行い、土曜日等の休業日に勤務する場合は、当該職員の安全及び健康管理について十分配慮すること。
 - (2) 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震で被災した地域の小学校等については、別紙「東北地方太平洋沖地震の発生に伴う教育課程編成上の留意点について」（平成23年3月25日付け文部科学省初等中等教育局教育課程課事務連絡）において、特別の必要がある場合には、標準授業時数を確保するため弾力的な対応をされるよう周知されているところであるが、これに伴い土曜日等の休業日に勤務をする際の学校職員の週休日の振替等について、上記割振り変更により対応することも可能であること。

担当：教職員課サービス制度班 保科
電話：022-211-3636

各 県 立 学 校 長 殿

教 育 長
(公 印 省 略)

東北地方太平洋沖地震の発生に伴う災害対応業務のために土曜日等の
休業日に勤務する場合の週休日の振替等について (通知)

このことについて、人事委員会規則8-6 (学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則)
第3条第2項の規定により下記のとおり別段の定めが承認されましたので承知願うとともに、
適切に事務処理願います。

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震で被災した地域の小学校等につい
ては、別紙「東北地方太平洋沖地震の発生に伴う教育課程編成上の留意点について」(平成
23年3月25日付け文部科学省初等中等教育局教育課程課事務連絡)において、特別の必
要がある場合には、標準授業時数を確保するため弾力的な対応をされるよう周知されてい
るところであり、「平成23年度公立高等学校入学者選抜及び震災に係る対応について」(平成
23年3月29日付け高号外高校教育課長通知)の別紙「教育課程編成上の留意点」の「基
本的な考え方 ②土曜日等の休業日の活用」を行う際は、下記による週休日の振替等を活用
することが可能です。

記

1 対象職員

県立の高等学校、中学校及び特別支援学校の職員 (県立学校職員)

2 対象業務

平成23年東北地方太平洋沖地震に係る災害対応業務 (例: 被災した学校施設の後片
付け、土曜日等休業日の授業の実施及びそれに伴って必要となる業務など)

3 週休日の振替等の期間

勤務することを命ずる必要がある週休日を起算日とする4週間前の日から当該勤務す
ることを命ずる必要がある週休日を起算日とする8週間後の日までの期間内に週休日の振替
等を行うことが困難な場合に限り、勤務することを命ずる必要がある週休日を起算日とす
る4週間前の日から当該勤務することを命ずる必要がある週休日を起算日とする16週間
後の日までの期間内

4 適用関係

平成23年4月1日以降の週休日の振替命令から適用する。

5 留意事項

上記により週休日の振替又は4時間の勤務時間の割振り変更を行い、土曜日等の休業
日に勤務する場合は、当該職員の安全及び健康管理について十分配慮すること。

各市町村教育委員会教育長 殿

宮城県教育委員会
教育長 小林 伸 一

東北地方太平洋沖地震の発生に伴う災害対応業務のために土曜日等の
休業日に勤務する場合の週休日の振替等について（通知）

このことについて、人事委員会規則8-6（学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則）第3条第2項の規定により下記のとおり別段の定めが承認されましたので承知願うとともに、適切に事務処理願います。

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震で被災した地域の小学校等については、別紙「東北地方太平洋沖地震の発生に伴う教育課程編成上の留意点について」（平成23年3月25日付け文部科学省初等中等教育局教育課程課事務連絡）において、特別の必要がある場合には、標準授業時数を確保するため弾力的な対応をされるよう周知されているところではありますが、これに伴い土曜日等の休業日を活用する際は、下記による週休日の振替等を活用することが可能です。

記

1 対象職員

市町村立学校職員給与負担法第1条及び第2条に規定する職員（県費負担教職員）

2 対象業務

平成23年東北地方太平洋沖地震に係る災害対応業務（例：被災した学校施設の後片付け、土曜日等休業日の授業の実施及びそれに伴って必要となる業務など）

3 週休日の振替等の期間

勤務することを命ずる必要がある週休日を起算日とする4週間前の日から当該勤務することを命ずる必要がある週休日を起算日とする8週間後の日までの期間内に週休日の振替等を行うことが困難な場合に限り、勤務することを命ずる必要がある週休日を起算日とする4週間前の日から当該勤務することを命ずる必要がある週休日を起算日とする16週間後の日までの期間内

4 適用関係

平成23年4月1日以降の週休日の振替命令から適用する。

5 留意事項

上記により週休日の振替又は4時間の勤務時間の割振り変更を行い、土曜日等の休業日に勤務する場合は、当該職員の安全及び健康管理について十分配慮すること。

